

演習問題

「建設業法」を根拠法とし、建設業の許可について、誤っているものを選べ。

- ① 都道府県知事の許可を受けた建設業者は、他の都道府県において営業することができる
- ② 発注者から直接請け負う一件の請負代金の額により、建設業の許可は、一般建設業と特定建設業とに分類される
- ③ 建設工事の種類に対応する建設業ごとに、建設業の許可を受けなければならない
- ④ 政令で定める軽微な建設工事のみを請け負う者を除き、建設業を営もうとする者は、建設業法に基づく許可を受けなければならない

ポイント

建設業許可は建設業法令の中でも中軸的な設問であり、優先的に着目すべきである。知事許可と大臣許可の違い、一般建設業と特定建設業との違いは重要。

解説

建設業許可には考え方に2つの軸があり、計4種の許可形態に分けられます。まずは大臣許可と知事許可の区分です。これは、工事の規模やどのように受注するかは関係ありません。営業所がどこに置かれているかのみで区分されます。

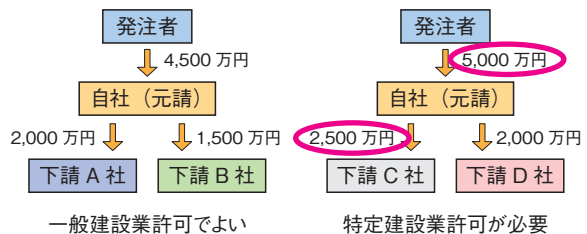
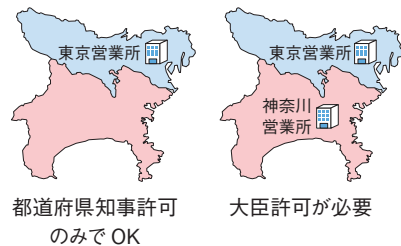
営業所（本店や支店も含む）が単一の都道府県内に置かれている場合は、該当する都道府県の知事による許可のみでいいです。一方で営業所が2つ以上の都道府県に置かれている場合には、それぞれの知事ではなく、国土交通大臣の許可が必要となります。

なお、いずれの許可区分であっても、営業所が置かれていない他の都道府県に出張しての営業や工事は可能です。

もう1つの軸が、一般建設業と特定建設業の区分です。こちらは金額の規模によって線が引かれ、特定建設業のほうが上位になります。よく勘違いされがちなのが自らの受注金額ですが、これは建設業許可には関係ありません。建設業の区分はあくまで、下請業者に再発注する金額で区分されます。

電気通信工事の場合は、発注者から直接請け負った際（自分が元請）に、下請に再発注する総額が4,500万円未満であれば一般建設業の許可でよいとされます。下請業者が複数存在する場合には、その合計金額が総額になります。また自分が下請の場合には、金額にかかわらず一般建設業でよいとされます。

一方で4,500万円以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となります。例外が、工事一件の請負代金が500万円未満の工事で、これは許可を必要とせずに誰でも実施できます。



【解答】 ② 誤り

★  
★  
★  
★  
★

★  
★  
★  
★  
★

★  
★  
★  
★  
★

★  
★  
★  
★  
★

★  
★  
★  
★  
★

★  
★  
★  
★  
★

索引